

(お知らせ)

2024年9月20日  
沖縄電力株式会社

沖縄本島系統における太陽光発電設備の出力変動緩和要件の撤廃について

当社は、沖縄本島系統において300kW以上の太陽光発電設備を系統へ接続する場合、その出力変動が周波数維持や系統利用者に影響を及ぼす可能性があるため、太陽光発電所側で蓄電池等を設置いただき、出力変動を緩和していただくことを、接続にあたっての技術要件（以下、「出力変動緩和要件」）としておりましたが、これまでの太陽光発電設備の導入実績を踏まえ、将来の電力系統への影響を確認できたことから、出力変動緩和要件の撤廃を系統連系技術要件「託送供給等約款別冊」に反映します。

実施日は2024年10月1日となります。

以上

## 具体的な手続きについて

---

具体的な手続きについて、2024年10月1日より出力変動緩和要件を不要とした接続検討申込み（低圧においては契約申込み）の受付※1を開始します。

これに先立ち、接続検討申込書類（低圧においては契約申込み書類）の書類確認・連系形態協議等を本日より開始します※2のであわせてお知らせします。

当社は、今後も引き続き、電力の安定供給に万全に務めるとともに、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大、活用に取り組んでまいります。

※1 2024年10月1日以降に接続検討申込み（低圧においては契約申込み）を受付する300kW以上の太陽光発電設備および20kW以上の風力発電設備は、出力変動緩和要件を不要とした接続検討申込み（低圧においては契約申込み）として取り扱います。

出力変動緩和要件不要を前提とした系統への接続にあたっては、契約申込み時に、調整力不足による出力制御に関する同意書のご提出が必要です。

※2 10月1日以前に書類確認と検討料入金が完了した場合の受付日は、当社の10月の第一営業日である10月1日の扱いとなります。

（参考URL）

出力変動緩和要件撤廃後の太陽光発電設備の沖縄本島系統への接続手続きについて

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/solar/index.html>

## 【参考】太陽光発電設備の短周期制約となる連系量（57MW）について

---

沖縄本島系統において300kW以上の太陽光発電設備を系統へ接続する場合、その出力変動が周波数維持や系統利用者に影響を及ぼす可能性があるため、出力変動緩和対策を求めない連系量（短周期制約となる連系量）は57MW程度であるとお知らせ※<sup>3</sup>しておりましたが、すでにその連系量に到達し出力変動緩和要件を適用することになったため、短周期制約となる連系量（57MW）内に連系することはできなくなっておりました。

出力変動緩和要件の撤廃後は、沖縄本島系統において300kW以上の太陽光発電設備を系統へ接続する場合は、前述の具体的な手続きのとおり申込みいただくことができます。

※3 沖縄本島における太陽光発電（出力300kW以上）の接続について《接続申込量の接続限界目安の超過に関するお知らせ》

# 【参考】太陽光発電設備の短周期制約となる連系量（57MW）について

平成25年12月24日

沖縄電力株式会社

## 沖縄本島における太陽光発電（出力300kW以上）の接続について 《接続申込量の接続限界目安の超過に関するお知らせ》

平成25年12月3日に経済産業省から公表されました（[別紙参照](#)）とおり、沖縄本島は小規模かつ単独系統であるため、再生可能エネルギーの接続量に限界が生じやすい状況となっておりますが、この度、沖縄本島における太陽光発電の接続申込量が接続限界の目安である57MW程度を超過したことをお知らせ致します。

今回、太陽光発電の接続申込量が接続限界の目安に達しておりますが、経済産業省からの指示を踏まえ、当社では今後も沖縄本島における太陽光発電の接続可能量の拡大について取り組んで参ります。

### 【別紙】

[沖縄本島における太陽光発電の接続についての対応（平成25年12月3日付、資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部）](#)

当社ホームページ（再生可能エネルギーに関するプレスリリースおよびお知らせ）にて公表

## 【参考】風力発電設備の短周期制約となる連系量（25MW）について

---

20kW以上の風力発電設備を系統へ接続する場合、風力発電設備の連系量が25MWを超過した際には、蓄電池等を設置し、短周期出力変動の抑制対策を図ることで接続可能であるとお知らせ※4しておりましたが、2024年10月1日からは、蓄電池等の設置（短周期出力変動の抑制対策）を求めないこととします。

※4 第7回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ

## 【参考】風力発電設備の短周期制約となる連系量（25MW）について

### 風力発電の接続可能量(短周期制約)の算定結果

#### 【算定結果】

短周期制約の算定結果

2.5万kW

- ▶ 算定にあたっては、太陽光の導入を最大限(49.5万kW)考慮している。
- ▶ そのため、住宅用を含めた太陽光発電設備の増加により短周期面へ与える影響も無視できなくなっている。よって、風力発電設備の短周期制約については、現在の2.5万kWとなる。
- ▶ 現時点では風力発電設備の連系枠に空きがあることを踏まえ、今後のPVの導入状況や需要動向等を見極めながら拡大について検討していく。
- ▶ なお、風力発電事業者にて蓄電池等を設置し、短周期出力変動の抑制対策を図ること、接続量が2.5万kWを超過した場合においても、新ルールの下、接続可能である。